

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	4. 地域再生構想の種別	6. 支援種別	8. 実施事業の種別	9. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の名称	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
周防大島自然体験クラブ	特別NPO法人設立プロジェクト	3009	30090010	200010		NPO法の改正	行政の地域振興部門を受託するNPOを「特別NPO法人」と認定する規定を設けると共に、NPO法における役員報酬に関する規定及び収益事業に関する規定を改正する必要がある。	行政機能のうち、地域振興部門をNPO法人に委託し、民間の立場で経済活性化のためにマネジメントやベンチャービジネスの試行など、地域経済力の向上を目指した事業を展開し、新産業創出や雇用拡大などに結びつけようというものである。	現在のNPOは専任活動的な面が強く、会員の積極的な努力により成り立っている面がある。地域振興の役割を担うために、NPO法の試行など、地域経済力の向上を目指す事業を確保することが必要であり、そのためには現在のNPO法を改正する必要がある。	・特定非営利活動促進法第2条第2項第1号口 ・同法第5条	3		提案者の要望は、以下を内容とするものである。 行政の地域振興部門を受託するNPO法人について、資金や労力の面で充実を図るため、当該NPO法人を「特別NPO法人」と認定する規定を設けると共に、NPO法における役員報酬に関する規定及び収益事業に関する規定を改正する必要がある。 この要望は、以下のとおり対応できない。 1. 特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動全般を促進することを目的とするものであり、行政の地域振興部門を受託するNPO法人のみを特別扱いすることはできないから、当該法人を「特別NPO法人」と認定する規定を設けることはできない。 2. 役員報酬に関する規定は、「非営利性」を担保するためのものであり、役員報酬という形で非営利性の要件(利益を構成員に対し分配しないこと)の脱法行為を防ぐという、NPO法にとって本質的な規定であり改正することはできない。なお、これは、あくまで役員として受ける報酬について制限しているものであり、役員が職員として受ける給与と区別して受ける給与とまで制限するものではない。また、役員に対して利益配分を行う必要がある場合は、営利法人形態など、他法令に基づいて法人を設立する方法もある。 3. 特定非営利活動以外の事業において生じた収益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないとする規定は、NPO法人が特定非営利活動を「主たる目的」として行うこと、「非営利性」を担保するためのものであり、NPO法にとって本質的な規定であり改正することはできない。 もとより、地域活性化のために行政とNPO法人との協働は重要であると認識している。その一方で、行政の様々な事務について、現行制度のもとでは、NPO法人が委託先(パートナー)にならないという課題があるやに認識している。当方においても、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等に対して協力してまいりたい。	地域振興のためのNPO法人活用という提案の趣旨を踏まえ、提案が実現できないが、再度検討し回答された。	3		提案者の要望は、以下を内容とするものである。 行政の地域振興部門を受託するNPO法人について、資金や労力の面で充実を図るため、当該NPO法人を「特別NPO法人」と認定する規定を設けると共に、NPO法における役員報酬に関する規定及び収益事業に関する規定を改正する必要がある。 この要望は、以下のとおり対応できない。 1. 特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動全般を促進することを目的とするものであり、行政の地域振興部門を受託するNPO法人のみを特別扱いすることはできないから、当該法人を「特別NPO法人」と認定する規定を設けることはできない。 2. 役員報酬に関する規定は、「非営利性」を担保するためのものであり、役員報酬という形で非営利性の要件(利益を構成員に対し分配しないこと)の脱法行為を防ぐという、NPO法にとって本質的な規定であり改正することはできない。なお、これは、あくまで役員として受ける報酬について制限しているものであり、役員が職員として受ける給与と区別して受ける給与とまで制限するものではない。また、役員に対して利益配分を行う必要がある場合は、営利法人形態など、他法令に基づいて法人を設立する方法もある。 3. 特定非営利活動以外の事業において生じた収益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないとする規定は、NPO法人が特定非営利活動を「主たる目的」として行うこと、「非営利性」を担保するためのものであり、NPO法にとって本質的な規定であり改正することはできない。 もとより、地域活性化のために行政とNPO法人との協働は重要であると認識している。こうした認識のもと、国民生活審議会において、市民活動相互の連携、広範な市民活動への参加、利用、支援等をはじめ、地域社会の再興を実現していく上での諸課題について調査審議を進めている。内閣府においても、同審議会の調査審議を踏まえつつ、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等と協力し対応を進めていく。	
株式会社リーガルマインド	PF1法の改正(ハード・ソフト両面にわたる民間委託の促進)	3080	30800010	200020		PF1法の改正	PF1法第1条及び第2条の改正(「特定事業」の対象の拡大)	既存の公立図書館をPF1手法を用いて、民間事業者が運営を行なう。質の高い公共サービスの提供が可能になるとともに、雇用の創出が期待できる。既存の矯正施設(刑務所)をPF1手法を用いて、民間事業者が運営を行なう。効率的な刑務所運営と雇用の創出が可能。	建物の建設を伴わない事業がPF1の対象とならない。民間事業者が運営を行なう事業は、民間事業者が運営を行なう。質の高い公共サービスの提供が可能になるとともに、雇用の創出が期待できる。既存の矯正施設(刑務所)をPF1手法を用いて、民間事業者が運営を行なう。効率的な刑務所運営と雇用の創出が可能。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項において、「特定事業」とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画)とあることから、建物の建設を伴わない、維持管理・運営等のみを行う事業については排除している。	2		左記条文において、「公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画」とあることから、建物の建設を伴わない、維持管理・運営等のみを行う事業については排除している。なお、施設が存在を前提としない事業については、特別の法改正を必要とすることなく、現行制度のもとで実施可能なものとする。内閣府としては、ご要望の趣旨を踏まえ、上記の内容を含め、PFIのより一層の普及広報に努めて参る。	提案者の要望が現行制度で対応可能であれば、措置等の分類は「5」ではないが、	5		左記条文において、「公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画」とあることから、建物の建設を伴わない、維持管理・運営等のみを行う事業については排除している。なお、施設が存在を前提としない事業については、特別の法改正を必要とすることなく、現行制度のもとで実施可能なものとする。内閣府としては、ご要望の趣旨を踏まえ、上記の内容を含め、PFIのより一層の普及広報に努めて参る。	
浜松市	世界都市浜松・ユニバーサルデザイン構想	1370	13700200	200030		ユニバーサルデザインに関する国家資格制度の構築	専門的知識を有する人材を国家的に認定して、その人材をコーディネーターの立場に置くことにより、より一層ユニバーサルデザインを推進するとともに、行政サービスの民間委託の一環として、民間事業者が新たなビジネス機会を提供し、雇用の促進を図る。	ユニバーサルデザインに関する国家資格制度を創設することにより、全国的な標準の向上と専門的人材の育成が図られる。また、これら専門的人材がコーディネーターの立場となっていることにより、今までできなかった行政サービスが民間事業者へのビジネス機会へと転換し、官・民・事業者の三位一体となったユニバーサルデザインの推進が図られる。	ユニバーサルデザインに関する国家資格制度を創設することにより、全国的な標準の向上と専門的人材の育成が図られる。また、これら専門的人材がコーディネーターの立場となっていることにより、今までできなかった行政サービスが民間事業者へのビジネス機会へと転換し、官・民・事業者の三位一体となったユニバーサルデザインの推進が図られる。	6		内閣府では、ユニバーサルデザインに関する施策を含む高齢社会対策大綱や障害者基本計画等の推進に関する事務を所掌しているが、それは、政府全体の施策の基本的な方向を示し、大綱や基本計画に沿って各府の施策が総合性を保ちつつ推進されるよう働きかけるとともに、関係団体との連携や広域啓発を行うものであるため、						
株式会社リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	30780010	200040		民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活動による地域経済の活性化を実現させるため	会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3	請負その他の業務外については、一般競争入札による業者選定を基本としている。随意での契約についても、会計法の趣旨に則り、競争遂行に最も適切な業者を選定している。	3		会計法第29条の3に基づき、業務外注する業者については競争による公正な選定を基本としつつ、随意での契約においても、コスト・質に考慮しつつ適切な業者を選定しているため。					
さいたま市	市民と行政の協働(コラボレーション)によるまちづくり構想	1209	12090010	200050		NPO法人の認定権限等の政令指定都市への移譲	事務所が一つの政令指定都市の区域内に所在するNPO法人を設立しようとする場合の認定権限等の政令指定都市への移譲を求めたものである。	政令指定都市において、その区域内を主たる活動範囲とするNPO法人の認定や監督を行うことにより、これらの法人の活動実態等を十分把握することができ、本府が目指す、これら団体と行政との協働(コラボレーション)に支障が生じているため。	特定非営利活動促進法第9条第1項	NPO法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の区域内に事務所を設置するものについては内閣府(大臣)とされている。	2		提案者の要望は、以下を内容とするものである。 行政とNPOやボランティア団体との協働を進めていくにあたり、これら団体の活動実態を把握するため、所轄庁の権限を都道府県から政令指定都市へ移譲する必要がある。 この要望は、以下のとおり、現行制度において対応可能である。 特定非営利活動促進法は、NPO法人及び所轄庁に対して事業報告書等の閲覧を義務づけるなど、NPO法人に関する情報公開を徹底している。認定・監督行為の有無に係らず、情報公開によって相当の情報を把握することができる。また、こうした情報をもとに、例えば市町村がNPO法人へのアテンド調査を行うなどにより、NPO法人の活動実態を把握することは十分である。 なお、内閣府においては、この要望に関し、以下のとおり全面的に対応することはない。 内閣府では、より簡易にNPO法人に関する情報が入手できるように、平成15年度末までに、内閣府認定のNPO法人について、事業報告書等、監査・閲覧資料のインターネット公開が可能となるシステムを構築することとしている。電子政府推進の趣旨を踏まえ、都道府県においても同様の措置が講ぜられるよう、内閣府としても情報交換を進めていく。 もとより、地域活性化のために行政とNPO・ボランティア団体との協働は重要であると認識している。こうした認識のもと、国民生活審議会において、市民活動相互の連携、広範な市民活動への参加、利用、支援等をはじめ、地域社会の再興を実現していく上での諸課題について調査審議を進めている。内閣府においても、同審議会の調査審議を踏まえつつ、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等と協力し対応を進めていく。	提案者の要望は、以下を内容とするものである。 行政とNPOやボランティア団体との協働を進めていくにあたり、これら団体の活動実態を把握するため、所轄庁の権限を都道府県から政令指定都市へ移譲する必要がある。 この要望は、以下のとおり、現行制度において対応可能である。 特定非営利活動促進法(以下、NPO法)は、所轄庁の関与を権力抑制する一方で、NPO法人及び所轄庁に対して事業報告書等の閲覧を義務づけるなど、NPO法人に関する情報公開を徹底している。認定・監督行為の有無に係らず、情報公開によって相当の情報を把握することができる。また、こうした情報をもとに、例えば市町村がNPO法人へのアテンド調査を行うなどにより、NPO法人の活動実態を把握することは十分である。 そもそも、NPO法人の認定は、市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的とし、法律に基づき厳正かつ中立に実施すべきものであり、行政とNPOやボランティア団体との協働の促進とは別の問題である。 所轄庁が担当するNPO法人の認定・監督は、所轄庁の関与を権力抑制するというNPO法の趣旨に沿ってなされるべきものであることから、所轄庁としての情報収集も認定・監督を行う上で最低限必要なものにとどめるべきである。所轄庁としてNPO法人の認定・監督を行う際に、NPO法人との協働を進める上での団体の活動実態の把握までも行うことは、上述したNPO法の趣旨に反しない。 さらに、政令指定都市の長に所轄庁を委託した場合の問題点は、所轄庁の構造が三層構造となることである。この場合、NPO法人が新たに当該政令指定都市を超えて事務所を構える際には、同一都道府県内において活動しているにもかかわらず、所轄庁変更をしなければならないことになる。これは、法律上の手続はできる限り簡便なものとするというNPO法の理念に反しない。 内閣府では、より簡易にNPO法人に関する情報が入手できるように、平成15年度末までに、内閣府認定のNPO法人について、事業報告書等、監査・閲覧資料のインターネット公開が可能となるシステムを構築することとしている。電子政府推進の趣旨を踏まえ、都道府県においても同様の措置が講ぜられるよう、内閣府としても情報交換を進めていく。 もとより、地域活性化のために行政とNPO・ボランティア団体との協働は重要であると認識している。こうした認識のもと、国民生活審議会において、市民活動相互の連携、広範な市民活動への参加、利用、支援等をはじめ、地域社会の再興を実現していく上での諸課題について調査審議を進めている。内閣府においても、同審議会の調査審議を踏まえつつ、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等と協力し対応を進めていく。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	4. 地域再生構想の種別	6. 支援種別	8. 実施年度	9. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の名称	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
牟礼町	牟礼町まちづくり計画		6. 支援種別 6. 支援種別 6. 支援種別	2092	2092010	200060	NPO認証の権限移譲	NPO認証の所管庁を県から町にする。	まちづくりに関係する業務について、行政サービスの実施主体として町が認証するNPOに個人機会を提供し、行政パートナーとして登録したNPOに業務委託することによって、町内に雇用を創出するとともに、行政サービスの民間開放を地域で共有し、有機的に連携することで少子高齢化社会において懸念される働き手の不足対策ともなる。	町行政サービスに深く関係することから、本町により認証を行う必要がある。	特定非営利活動促進法第9条第1項		2	提案者の要望は、以下を内容とするものである。 住民と行政が協働するまちづくりを推進するため、「牟礼町まちづくり計画」において、まちづくりに関する業務についてNPOに対する業務委託を推進する。当該計画に関するNPO法人の認証は、町行政サービスに深く関係することから、本町により認証を行う必要がある。 この要望は、以下のとおり、現行制度において対応可能である。 特定非営利活動促進法は、NPO法人及び所轄庁に対して事業報告書等の開示を義務づけるなど、NPO法人に関する情報公開を徹底している。認証行為の有無に係らず、情報公開によって相当の情報を把握することができ、また、こうした情報をもとに、例えば市町村がNPO法人へのヒアリング調査を行うなどにより、業務委託先の選定に必要なNPO法人の情報を得ることは十分である。 一方、NPO法人の認証は、市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的とし、法律に基づき厳正かつ中立に実施すべきものであり、行政サービスの業務委託先の選定とは別の問題である。 なお、内閣府においては、この要望に照し、以下のとおり全面的に対応することとした。 内閣府では、より簡易にNPO法人に関する情報が入手できるように、平成15年度末までに、内閣府認証のNPO法人について、事業報告書等・縦覧・閲覧資料のインターネット公開が可能となるシステムを構築することとしている。電子政府推進の趣旨を踏まえ、都道府県においても同様の措置が講ぜられるよう、内閣府としても情報交換を進めていく。 もとより、地域活性化のために行政とNPO・ボランティア団体との協働は重要であると認識している。こうした認識のもと、国民生活審議会において、市民活動相互の連携、広範な市民活動への参加、利用、支援等をはじめ、地域社会の再興を実現していく上での諸課題について調査審議を進めている。内閣府においても、同審議会の調査審議を踏まえつつ、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等と協力し対応を進めていく。				提案者の要望は、以下を内容とするものである。 住民と行政が協働するまちづくりを推進するため、「牟礼町まちづくり計画」において、まちづくりに関する業務についてNPOに対する業務委託を推進する。当該計画に関するNPO法人の認証は、町行政サービスに深く関係することから、本町により認証を行う必要がある。 この要望は、以下のとおり、現行制度において対応可能である。 特定非営利活動促進法は、NPO法人及び所轄庁に対して事業報告書等の開示を義務づけるなど、NPO法人に関する情報公開を徹底している。認証行為の有無に係らず、情報公開によって相当の情報を把握することができ、また、こうした情報をもとに、例えば市町村がNPO法人へのヒアリング調査を行うなどにより、業務委託先の選定に必要なNPO法人の情報を得ることは十分である。 一方、NPO法人の認証は、市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的とし、法律に基づき厳正かつ中立に実施すべきものであり、行政サービスの業務委託先の選定とは別の問題である。 なお、内閣府においては、この要望に照し、以下のとおり全面的に対応することとした。 内閣府では、より簡易にNPO法人に関する情報が入手できるように、平成15年度末までに、内閣府認証のNPO法人について、事業報告書等・縦覧・閲覧資料のインターネット公開が可能となるシステムを構築することとしている。電子政府推進の趣旨を踏まえ、都道府県においても同様の措置が講ぜられるよう、内閣府としても情報交換を進めていく。 もとより、地域活性化のために行政とNPO・ボランティア団体との協働は重要であると認識している。こうした認識のもと、国民生活審議会において、市民活動相互の連携、広範な市民活動への参加、利用、支援等をはじめ、地域社会の再興を実現していく上での諸課題について調査審議を進めている。内閣府においても、同審議会の調査審議を踏まえつつ、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等と協力し対応を進めていく。
富山県	都市農山漁村交流推進構想		6. 支援種別 6. 支援種別 6. 支援種別	1295	1295010	200070	構造改革特区認定区域内において適用される都市農山漁村交流関係規制緩和措置の適用について、国の認定権限を県に移譲する。	1 富山県制定の「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」に基づき、一定の基準を満たした地域を「重点地域」として知事が指定する。 2 知事により「重点地域指定」を受けた地域内においては、自動的構造改革区内規制緩和措置（新規以外で、既に国が認めた事項に限る。）が適用され、都市農山漁村交流が活発化する。 3 富山県では、「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」に基づき、一定の基準を満たした地域を「重点地域」として指定された地域とは、構造改革特区認定要件を基本的には有	構造改革特区区域内規制緩和措置の適用を受けるためには、国に対する認定手続が必要である。 2 国に対する認定手続には時間と労力が必要であり、このことが構造改革特区認定による規制緩和措置適用を遅延させている一因であると考えられる。 3 富山県では、「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」に基づき、一定の基準を満たした地域を「重点地域」として指定された地域とは、構造改革特区認定要件を基本的には有	構造改革特別区域法第4条		3	構造改革特区制度は、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域であって、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその実施を促進するものであり、地域の特性に応じた規制の特例措置を適用するに当たり、地域活性化の観点から内閣総理大臣が認定を行うとともに、規制を所管する関係行政機関の長の同意を求めるとしているものである。特に、法律事項等については、法律上の認定行為により特例を発効させる必要がある。 特区制度の枠組みにおいては、総理の認定、関係行政機関の長の同意が必要とされているが、規制の特例で特段の問題が生じていないものは速やかに全国展開を行うこととされており、この場合はそもそも国の認定手続が必要となる。また、特区の認定申請については、内閣府においても、要件に適合するものであれば数を限定することなく全て認定することとしており、特区法において申請受付から認定の期間も3カ月以内と定められていることから（なお、過去3回の認定は、いずれも申請から2カ月以内でなされている。）、特区計画の認定要件さえ満たすものであれば、ご指摘のような時間や労力を要するものではないと考えている。				提案者の要望は、以下を内容とするものである。 住民と行政が協働するまちづくりを推進するため、「牟礼町まちづくり計画」において、まちづくりに関する業務についてNPOに対する業務委託を推進する。当該計画に関するNPO法人の認証は、町行政サービスに深く関係することから、本町により認証を行う必要がある。 この要望は、以下のとおり、現行制度において対応可能である。 特定非営利活動促進法は、NPO法人及び所轄庁に対して事業報告書等の開示を義務づけるなど、NPO法人に関する情報公開を徹底している。認証行為の有無に係らず、情報公開によって相当の情報を把握することができ、また、こうした情報をもとに、例えば市町村がNPO法人へのヒアリング調査を行うなどにより、業務委託先の選定に必要なNPO法人の情報を得ることは十分である。 一方、NPO法人の認証は、市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的とし、法律に基づき厳正かつ中立に実施すべきものであり、行政サービスの業務委託先の選定とは別の問題である。 なお、内閣府においては、この要望に照し、以下のとおり全面的に対応することとした。 内閣府では、より簡易にNPO法人に関する情報が入手できるように、平成15年度末までに、内閣府認証のNPO法人について、事業報告書等・縦覧・閲覧資料のインターネット公開が可能となるシステムを構築することとしている。電子政府推進の趣旨を踏まえ、都道府県においても同様の措置が講ぜられるよう、内閣府としても情報交換を進めていく。 もとより、地域活性化のために行政とNPO・ボランティア団体との協働は重要であると認識している。こうした認識のもと、国民生活審議会において、市民活動相互の連携、広範な市民活動への参加、利用、支援等をはじめ、地域社会の再興を実現していく上での諸課題について調査審議を進めている。内閣府においても、同審議会の調査審議を踏まえつつ、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等と協力し対応を進めていく。	
神戸市	神戸国際楽園観光都市構想		6. 支援種別 6. 支援種別 6. 支援種別	2024	2024030	200080	自転車法等の「自転車等」の対象拡大	自転車法等の「自転車等」の定義に自動二輪車(125cc以下)を加え、自治体による撤去権限を与える。 自治体は条例改正を行い、放置禁止区域内の放置自動二輪車も撤去できることにより、自治体が放置された自動二輪車を撤去することを可能にする。	・現行の自転車法では、「自転車等」は道交法上の自転車・原付と規定されており、このため自動二輪車については自治体の撤去等の規制権限が及ばない。 ・このため、駅前等の放置自転車等の撤去を行う際、自転車・原付が撤去されても、自動二輪が撤去されないことによる公平感、自動二輪が残ることにより再び自転車等の放置を誘発する、などの問題を生じている。			7	提案者の要望は、以下を内容とするものである。 住民と行政が協働するまちづくりを推進するため、「牟礼町まちづくり計画」において、まちづくりに関する業務についてNPOに対する業務委託を推進する。当該計画に関するNPO法人の認証は、町行政サービスに深く関係することから、本町により認証を行う必要がある。 この要望は、以下のとおり、現行制度において対応可能である。 特定非営利活動促進法は、NPO法人及び所轄庁に対して事業報告書等の開示を義務づけるなど、NPO法人に関する情報公開を徹底している。認証行為の有無に係らず、情報公開によって相当の情報を把握することができ、また、こうした情報をもとに、例えば市町村がNPO法人へのヒアリング調査を行うなどにより、業務委託先の選定に必要なNPO法人の情報を得ることは十分である。 一方、NPO法人の認証は、市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的とし、法律に基づき厳正かつ中立に実施すべきものであり、行政サービスの業務委託先の選定とは別の問題である。 なお、内閣府においては、この要望に照し、以下のとおり全面的に対応することとした。 内閣府では、より簡易にNPO法人に関する情報が入手できるように、平成15年度末までに、内閣府認証のNPO法人について、事業報告書等・縦覧・閲覧資料のインターネット公開が可能となるシステムを構築することとしている。電子政府推進の趣旨を踏まえ、都道府県においても同様の措置が講ぜられるよう、内閣府としても情報交換を進めていく。 もとより、地域活性化のために行政とNPO・ボランティア団体との協働は重要であると認識している。こうした認識のもと、国民生活審議会において、市民活動相互の連携、広範な市民活動への参加、利用、支援等をはじめ、地域社会の再興を実現していく上での諸課題について調査審議を進めている。内閣府においても、同審議会の調査審議を踏まえつつ、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等と協力し対応を進めていく。				提案者の要望は、以下を内容とするものである。 住民と行政が協働するまちづくりを推進するため、「牟礼町まちづくり計画」において、まちづくりに関する業務についてNPOに対する業務委託を推進する。当該計画に関するNPO法人の認証は、町行政サービスに深く関係することから、本町により認証を行う必要がある。 この要望は、以下のとおり、現行制度において対応可能である。 特定非営利活動促進法は、NPO法人及び所轄庁に対して事業報告書等の開示を義務づけるなど、NPO法人に関する情報公開を徹底している。認証行為の有無に係らず、情報公開によって相当の情報を把握することができ、また、こうした情報をもとに、例えば市町村がNPO法人へのヒアリング調査を行うなどにより、業務委託先の選定に必要なNPO法人の情報を得ることは十分である。 一方、NPO法人の認証は、市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的とし、法律に基づき厳正かつ中立に実施すべきものであり、行政サービスの業務委託先の選定とは別の問題である。 なお、内閣府においては、この要望に照し、以下のとおり全面的に対応することとした。 内閣府では、より簡易にNPO法人に関する情報が入手できるように、平成15年度末までに、内閣府認証のNPO法人について、事業報告書等・縦覧・閲覧資料のインターネット公開が可能となるシステムを構築することとしている。電子政府推進の趣旨を踏まえ、都道府県においても同様の措置が講ぜられるよう、内閣府としても情報交換を進めていく。 もとより、地域活性化のために行政とNPO・ボランティア団体との協働は重要であると認識している。こうした認識のもと、国民生活審議会において、市民活動相互の連携、広範な市民活動への参加、利用、支援等をはじめ、地域社会の再興を実現していく上での諸課題について調査審議を進めている。内閣府においても、同審議会の調査審議を踏まえつつ、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等と協力し対応を進めていく。	
神戸市	神戸国際楽園観光都市構想		6. 支援種別 6. 支援種別 6. 支援種別	2024	2024040	200090	自転車法等の「自転車等」の対象拡大	自転車法等の「自転車等」の定義に自動二輪車(125cc以下)を加え、自治体による撤去権限を与える。 自治体は条例改正を行い、放置禁止区域内の放置自動二輪車も撤去できることにより、自治体が放置された自動二輪車を撤去することを可能にする。	・現行の自転車法では、「自転車等」は道交法上の自転車・原付と規定されており、このため自動二輪車については自治体の撤去等の規制権限が及ばない。 ・このため、駅前等の放置自転車等の撤去を行う際、自転車・原付が撤去されても、自動二輪が撤去されないことによる公平感、自動二輪が残ることにより再び自転車等の放置を誘発する、などの問題を生じている。			5	提案者の要望は、以下を内容とするものである。 住民と行政が協働するまちづくりを推進するため、「牟礼町まちづくり計画」において、まちづくりに関する業務についてNPOに対する業務委託を推進する。当該計画に関するNPO法人の認証は、町行政サービスに深く関係することから、本町により認証を行う必要がある。 この要望は、以下のとおり、現行制度において対応可能である。 特定非営利活動促進法は、NPO法人及び所轄庁に対して事業報告書等の開示を義務づけるなど、NPO法人に関する情報公開を徹底している。認証行為の有無に係らず、情報公開によって相当の情報を把握することができ、また、こうした情報をもとに、例えば市町村がNPO法人へのヒアリング調査を行うなどにより、業務委託先の選定に必要なNPO法人の情報を得ることは十分である。 一方、NPO法人の認証は、市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的とし、法律に基づき厳正かつ中立に実施すべきものであり、行政サービスの業務委託先の選定とは別の問題である。 なお、内閣府においては、この要望に照し、以下のとおり全面的に対応することとした。 内閣府では、より簡易にNPO法人に関する情報が入手できるように、平成15年度末までに、内閣府認証のNPO法人について、事業報告書等・縦覧・閲覧資料のインターネット公開が可能となるシステムを構築することとしている。電子政府推進の趣旨を踏まえ、都道府県においても同様の措置が講ぜられるよう、内閣府としても情報交換を進めていく。 もとより、地域活性化のために行政とNPO・ボランティア団体との協働は重要であると認識している。こうした認識のもと、国民生活審議会において、市民活動相互の連携、広範な市民活動への参加、利用、支援等をはじめ、地域社会の再興を実現していく上での諸課題について調査審議を進めている。内閣府においても、同審議会の調査審議を踏まえつつ、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等と協力し対応を進めていく。				提案者の要望は、以下を内容とするものである。 住民と行政が協働するまちづくりを推進するため、「牟礼町まちづくり計画」において、まちづくりに関する業務についてNPOに対する業務委託を推進する。当該計画に関するNPO法人の認証は、町行政サービスに深く関係することから、本町により認証を行う必要がある。 この要望は、以下のとおり、現行制度において対応可能である。 特定非営利活動促進法は、NPO法人及び所轄庁に対して事業報告書等の開示を義務づけるなど、NPO法人に関する情報公開を徹底している。認証行為の有無に係らず、情報公開によって相当の情報を把握することができ、また、こうした情報をもとに、例えば市町村がNPO法人へのヒアリング調査を行うなどにより、業務委託先の選定に必要なNPO法人の情報を得ることは十分である。 一方、NPO法人の認証は、市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的とし、法律に基づき厳正かつ中立に実施すべきものであり、行政サービスの業務委託先の選定とは別の問題である。 なお、内閣府においては、この要望に照し、以下のとおり全面的に対応することとした。 内閣府では、より簡易にNPO法人に関する情報が入手できるように、平成15年度末までに、内閣府認証のNPO法人について、事業報告書等・縦覧・閲覧資料のインターネット公開が可能となるシステムを構築することとしている。電子政府推進の趣旨を踏まえ、都道府県においても同様の措置が講ぜられるよう、内閣府としても情報交換を進めていく。 もとより、地域活性化のために行政とNPO・ボランティア団体との協働は重要であると認識している。こうした認識のもと、国民生活審議会において、市民活動相互の連携、広範な市民活動への参加、利用、支援等をはじめ、地域社会の再興を実現していく上での諸課題について調査審議を進めている。内閣府においても、同審議会の調査審議を踏まえつつ、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等と協力し対応を進めていく。	
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり		6. 支援種別 6. 支援種別 6. 支援種別	1258	1258090	200100	信用保証協会による信用保証の対	札幌元気基金の創設により市の事業として資金支援を行っていくことに加え、提案事項が実現することにより、民間事業者による信用保証の対	市民活動団体は、年々その数は増すとともに、その社会的役割が期待されているが、信用保証協会の保証を受けられないことが、コミュニティ・サービスを始める事業に必要な資金が供給されることとなる。			6	信用保証協会法、中小企業信用保険法を所管していないため。				提案者の要望は、以下を内容とするものである。 住民と行政が協働するまちづくりを推進するため、「牟礼町まちづくり計画」において、まちづくりに関する業務についてNPOに対する業務委託を推進する。当該計画に関するNPO法人の認証は、町行政サービスに深く関係することから、本町により認証を行う必要がある。 この要望は、以下のとおり、現行制度において対応可能である。 特定非営利活動促進法は、NPO法人及び所轄庁に対して事業報告書等の開示を義務づけるなど、NPO法人に関する情報公開を徹底している。認証行為の有無に係らず、情報公開によって相当の情報を把握することができ、また、こうした情報をもとに、例えば市町村がNPO法人へのヒアリング調査を行うなどにより、業務委託先の選定に必要なNPO法人の情報を得ることは十分である。 一方、NPO法人の認証は、市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的とし、法律に基づき厳正かつ中立に実施すべきものであり、行政サービスの業務委託先の選定とは別の問題である。 なお、内閣府においては、この要望に照し、以下のとおり全面的に対応することとした。 内閣府では、より簡易にNPO法人に関する情報が入手できるように、平成15年度末までに、内閣府認証のNPO法人について、事業報告書等・縦覧・閲覧資料のインターネット公開が可能となるシステムを構築することとしている。電子政府推進の趣旨を踏まえ、都道府県においても同様の措置が講ぜられるよう、内閣府としても情報交換を進めていく。 もとより、地域活性化のために行政とNPO・ボランティア団体との協働は重要であると認識している。こうした認識のもと、国民生活審議会において、市民活動相互の連携、広範な市民活動への参加、利用、支援等をはじめ、地域社会の再興を実現していく上での諸課題について調査審議を進めている。内閣府においても、同審議会の調査審議を踏まえつつ、NPO発展の観点から、かかる課題に関して地方公共団体等と協力し対応を進めていく。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	4. 地域再生構想の種別	6. 支援種別	8. 実施年度	9. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の名称	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
牟礼町	牟礼町まちづくり計画			2092	2092020	200110	特定公益増進法人に係る取組の取組	特定公益増進法人の寄付行為に関する取組に係る取組を住民と行政が連携するまちづくりの業務委託先であるNPOに対しても準用することにより、地域再生の担い手育成及びNPO活動等の活性化支援を図る。NPO活動等の活性化は、当該NPOの体力強化を図るとともに、地域社会全体への還元が期待できる。				6	法人税法、同法施行令、所得税法及び同法施行令を所管していないため。					
枚方市	福祉コミュニティ・ビジネス構想			2141	2141010	200120	NPO活動等の活性化支援	地域福祉事業に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等が障害者を雇用し、高齢者・障害者支援事業、地域や子育て支援事業に関して、公的施設に乗り継ぎ部分、地域福祉事業に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等を雇用しニッチ産業としてコミュニティビジネスを展開する上で必要なアドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動助成などを行う。	コミュニティサービスを実施するNPO法人や社会福祉法人等への、運営・活動を活性化するためのアドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動助成などによる経費に対して、地方財政措置を講じること、事業者の確保や事業内容の充実に資する。			6	本提案にあるような地方財政措置を行う事業は行っていない。なお、総務省においてNPO活動等の支援のための地方公共団体への取組に対する地方財政措置を講じており、当該地方財政措置を活用することも考えられる。					
石川町	未利用農用地の再生計画			1111	1111030	200130	構造改革特別区と地域再生計画の一元化	規制改革以外の地域再生計画がある場合においては、構造改革特別区認定を受けずに地域再生計画の認定のみで可能とする。	農業生産法人以外の法人による新規農業の推進	構造改革特別区法・地域再生推進のための基本指針(平成15年12月19日地域再生本部決定)	構造改革特別区は、制度上は特区法に基づいた独立した制度であるが、今後地域再生計画との一括申請等を検討。	5	構造改革特別区は、特区法に基づいた独立した制度であって、地域再生とは別の制度であり、両者を制度上完全に一元化することは困難であるが、「地域再生推進のための基本指針」においても、地域再生の取組にあたっては構造改革特別区制度を活用するものとされていることから、計画の申請事務においては、特区の計画と、地域再生の計画を同時に申請できるよう検討するなど、申請者の負担の軽減に努めて参りたい。					
堺市	地方行政再生構想			2086	2086040	200140	構造改革特別区区域制度にかかわる規制緩和と提案のデータベース化	構造改革特別区区域制度で過去に提案された事項について省別、法令別、事項別で検索できるようなデータベースの作成	過去の規制緩和と提案とそれに対する各府省庁の対応は、PDFファイルにより公開されているものの検索に非常に苦労が必要であることから、データベース化することにより、省別、法令別の検索を可能とする。			2	事業の利便性の向上	御要望も踏まえ、構造改革特別区の一層の利便性の向上に資するため、過去の提案と各府省庁の対応の検索可能性をはじめとして、国民に分かりやすい形で特区の利用方法や各認定特区での取組みなどを示すホームページを新設するなど、所要の対応を行う。				
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト			3024	3024010	200150	市場モデルの公表と関係者による議論の場の提供	地域再生本部が地域資本市場のプロトタイプを公表するとともに、学識者等による地域資本市場に関する議論の場を設け、その内容を公表していく。	地域資本市場のプロトタイプや学識者による議論等を公表していくことで、各地域金融市場創成に向けた各地域の具体的な動きを助長し、創成プロジェクトの拡充を図る。			6	現状では地域経済活性化のための地域資本市場に対する興味はあるが具体化のイメージがない地方公共団体が少なくない。	地域資本市場の整備に係る施策は、内閣府では行っていない。				
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト			3024	3024020	200160	構造的な支援のための行政ネットワーク作り	地域において創成プロジェクト、チームが具体的な業務検討を行った結果発生する行政上の問題点確認のために再生本部に窓口を設置して、関係省庁間の横断的協力を求める。	地域資本市場創成における行政上の業務的問題点を迅速に確認していくことにも、その間合わせ内容と結果を公表していくことで、結果として地域資本市場の基礎構築を早期に行うことが可能となる。			6	本提案は地域再生本部への要望事項である。なお、地域資本市場の整備に係る施策は、内閣府では行っていない。					
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト			3024	3024050	200170	券面不発行の早期対応支援	再生本部が証券保管振替機構に対し、地方資本市場利用の住民向け地方債発行に限り、券面不発行への早期対応を要請する。	地域資本市場創成の基礎構築段階では、住民向け地方債で地域内資金循環の実例を作っていく必要があり、そのために券面不発行の対応を早期に行う(一般債については平成17年秋)ことで、発行者である地方公共団体や仲介者である金融機関のコストを低下させることが可能となる。			6	本提案は地域再生本部への要望事項である。なお、地域資本市場の整備に係る施策は、内閣府では行っていない。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	4. 地域再生構想の種別	6. 支援種別	7. 地域再生構想の種別	8. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の名称	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答						
神戸市	神戸医療産業都市構想の推進による地域再生構想				2022	2022010	200240	産学民間の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のために、以下の中核機関の機能強化が必要である。 (1) 民間資金による中核機関の財政基盤強化 中核機関の「特定公益増進法人」として認定要件の緩和 中核機関が新事業創出促進法第20条第2項(基本の推進人)を受け入れるための設け4事業実施要件の緩和 (2) 地方公共団体による中核機関への支援体制の強化 中核機関への地方公共団体からの財政支援に対する必要経費 中核機関への出資及び貸付金の財源を地方債とする際の要件の緩和(または地方公共団体の出資比率の向上)等 (3) 中核機関の機能強化を図るための研究費(競争的資金)の産学の連携 事業費に充てられ、すべての研究費(競争的資金)に間接費30%を算入(第2期科学技術基本計画に規定されている) (4) 大学のバイオンチャーの育成を支援するバイオンチェンTLOを創設するための承認TLOの要件の強化 TLOの承認基準の強化 - 原則1大学1TLOとの連携 - 承認には学長の同意が必要との指導 - 承認要件の強化(学部長等の同意)	(1)(2)民間資金の導入及び地方公共団体の支援により、中核機関の財政基盤を強化し、産学民間の連携による地域の科学技術振興・産業活性化に資する。 (3)地域の科学技術振興を目的とする公益法人や大学等における産学連携の研究活動を加速することにより、地域における革新技術・新産業の創出を促した地域経済の活性化を図る。 (4)京都大学、大阪大学、神戸大学、理化学研究所など、関西を中心に広域横断的な研究機関を対象として、ライフサイエンスに特化して、研究成果の事業化(アーリーインキュベーション)及び技術移転を促進するため、承認TLOとして、「ライフサイエンスTLO」を創設する。 これにより、ライフサイエンス分野特有の課題に対応した事業化支援体制を構築することが可能となり、その結果、研究成果の事業化が加速され、地域経済の活性化に資することとなる。	(1)民間資金を導入しやすくすることにより、中核機関の財政基盤が強化され、地域産業活性化に資する。 (2)地域産業活性化に向けた中核機関の財政基盤強化は、地方公共団体にける従来の限界を越えることとなるため、後年度負担を減らすことが適切である。 (3)すべての研究費(競争的資金)に間接費30%を算用されている。本来、間接費によって中核機関の強化及び産学連携の加速を図る必要がある。 (4)大学の財源本部の設置に伴い、ライフサイエンス分野での知的財産を、単独に運用し、産業化するためにも、専門的・広域的なTLOが必要。しかしながら、国からは、承認TLOの要件として、原則1大学1TLOと指導されている。 - 承認TLOを設置するには学長の同意が必要と指導されている。 - これらの承認基準を明確化するとともに、要件の強化が必要。		6		内閣府は、競争的研究資金制度あるいは地域科学技術振興事業を所掌していないため。										
水廻グループと西東京市	日本の新しい防災予防対策の強化を図る地域再生構想				3057	3057010	200250	各市における財源不足による防災予防対策の強化を図る地域再生構想 各市の公共施設に導入する雨水貯留設備を促進する自治体レベルでの予算支援	西東京市と西東京市小売商組合との協力協定を締結してありますが、地域ありとあらゆる場所に設置1400のビュアウォータ1813箱入りを購入するものとし、ランニングストックという一切無駄のない体制整備が実現しています。この事業の理念は、循環型社会を推進するための重要な事業です。雨水貯留設備の設置は、水資源の確保、水質の浄化、資源の再利用、再活用を促進し、地域人のリサイクル活動の促進や雨水の重要性なども普及していただくためです。			6	防災基本計画(中央防災会議決定)において、災害時の水の供給の確保は厚生労働省の担当であるため。											
株東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革				3081	3081010	200260	産業再生機構が譲り受けることができる債権(金融機関等)が有するもの以外に拡大し、地方公共団体が有する債権を譲り受けることができるように改正する。	産業再生機構による第三セクターの再生を実現するため。		株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第2条第1項第6号、株式会社産業再生機構法施行規則(平成15年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)第3条第1項第11号	株式会社産業再生機構が債権を買取る相手方である「金融機関等」には、地方公共団体も含まれており(規則第3条第1項第11号)、地方公共団体がいわゆる第三セクターに該当している場合に当該第三セクターを支援対象とすることは可能となっている。		2	債権が債権を買取る相手方である「金融機関等」には、地方公共団体も含まれており、現行制度で対応可能であるが、その周知徹底を図るため、広報体制の充実等が必要であるが、措置等の分類は「5」ではないか。			意見のとおりで差し支えない。						
株東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革				3081	3081020	200270	現在定められている基準とは別個に第三セクター再生のための支援基準を設ける。	産業再生機構による第三セクターの再生を実現するため。		株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第2条、株式会社産業再生機構法施行規則(平成15年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)第3条第1項第11号	株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、我が国の金融と産業の一体的再生を図るため、事業者のうち、有用な経営資源を有しながら過剰な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取等を通じてその事業の再生を支援するものである。 機構が以上のような業務を行うに当たり、主務大臣は、機構が事業者の再生支援をすることが決定するに当たって従うべき基準等を定めることとされている(機構法第21条第1項)。具体的には、「支援基準」として、(1)産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号)の「生産性向上基準」及び「財務健全化基準」と同様の基準を満たすこと。(2)事業者が支援決定時点で清算した場合の当該事業者に対する価値を、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値が下回らないこととする。	第三セクターであっても、市場原理に基づき、民間企業と同様に自立した事業として再生可能なものであって、機構の支援基準を満たすものであれば、機構の支援対象となりうるため、現行の支援基準とは別個に第三セクターの支援基準を設ける必要はない。なお、第三セクターで、地域経済活性化や公益性の追求の観点から事業者の再生が必要な事業者については、地域の公共政策に責任をもつ地方公共団体等が当該団体等として例えば補助金等の援助を行うべきかを判断し、機構はそれを踏まえて再生支援が可能かどうか判断することとなる。したがって、現行制度で対応可能であるが、その周知徹底を図るため、広報体制の充実等の必要な措置を講じてまいりたい。		2	貴府の回答について、公益性や自治体の支援姿勢等、様々な定性的要因もきめて総合的に第三セクターへの支援の可否を判断することによって、現案の趣旨が実現するものと解してよいが、回答された。			産業再生機構の支援基準については、「当該事業者の属する事業分野の特性等を勘案し、合理的と認められる特段の事情があると産業再生委員会が認める場合は、これを硬直的に適用することはない」とされており、第三セクターについても同様の取扱いによって提案の趣旨が実現するものと考えている。したがって、意見のとおりで差し支えない。					
株東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革				3081	3081030	200280	現在定められている基準とは別個に第三セクター再生のための支援基準を設ける。	地方公共団体が有する第三セクターのための保証債務及び将来発生する求償権を産業再生機構へ譲り渡すことも可能とする。		株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第19条	株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、我が国の金融と産業の一体的再生を図るため、事業者のうち、有用な経営資源を有しながら過剰な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取等を通じてその事業の再生を支援するものである。 以上の目的を達成するため、機構は、支援対象事業者に対して金融機関等(地方公共団体を含む)が有する債権の買取り等、支援対象事業者に対する資金の貸付け、債務保証、出資、債権の管理及び譲渡その他の処分、出資に係る持分の譲渡その他の処分、等の業務を営むものとされている(機構法第19条第1項各号)。	地方公共団体の有する第三セクターのための保証債務及び将来発生する求償権を機構に譲渡することは、第三セクターの事業者の再生につながるものではない。機構は、法律上、事業の再生を目的とするものであって、地方公共団体の負担の軽減を図るための措置はとり得ない。		3									
富岡町	「原子力との共生」電力生産地と消費地との恒常的役割の付加				1153	1153010	200290	原子力との共生	国の電力生産地に対する中央との共存の支援					6:担当でない(理由) - 当方は、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」を所管しているが、個別の事業に対する支援措置は各事業所管府省庁が実施しているため、所管外と考える。										

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	4. 地域再生構想の種別	6. 支援種別	8. 実施事業	9. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川県方式の知的財産戦略)	1284	1284020	200300		光科学分野を中心とするKAST研究成果に競争的資金の集中投資	KASTでは、活動研究プロジェクトなどで優れた研究成果を創出している。特に独創的で大きな展開が期待される研究成果については、光科学重点研究室において、研究者と産業界を連携して、強力な成果展開を進めている。研究成果のこれらKASTの研究活動により創出された有望な研究成果は、KASTの研究システムを活用して産業界に還元することが最も効果的であり、光科学分野を中心とするKAST研究成果に、国等の各種競争的資金の集中投資をお願いしたい。	「知的イノベーション創出プログラム」の重点分野である「光科学(光触媒等)」において、KASTの研究システム(成果創出・技術移転一貫方式)を最大限に活用した。研究成果の強力な地域展開が図られる。 光科学重点研(KAST3大技術) ・光機能材料グループ ・近接光学グループ ・マイクロ化学グループ	KASTの研究システムにより創出された研究成果について、国等の競争的資金を導入して、応用展開する際は、KASTの研究としてかつKASTを中核機関として推進することが最も望ましい。 KASTが創出してきた基本的特許の応用開発にかかる国等の競争的資金は、KASTへ集中投資を行う。		6		内閣府は、競争的研究資金制度あるいは地域科学技術振興事業を所掌していないため。					
千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	1303	1303050	200310		科学技術予算の重点投入	「東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成」(都市再生プロジェクト)の実現のため、対象地域である。かすみがせき、柏、東葛地域において取り組むこととしている健康科学分野の産業化を目指したゲノム研究開発に関する国関連予算を重点的投資。	都市再生プロジェクトを実現するため、かすみがせき地域において、かすみがせき研究所や生物資源研究所等が有する資源を基に、臨海部の企業や大学・研究機関等が共同して実施する産業化・実用化を目指す研究プロジェクトを、国の科学技術予算による重点的支援を得ながら積極的に進めていく。また、千葉大学、柏、東葛地域において、千葉大学、東京大学センターパス、東京理科大学などを中心に企業との新技術創出に向けた共同研究プロジェクトを創出していく。	我が国がゲノム科学分野で国際的に優位に立つためには「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成」(第四次都市再生プロジェクト)が注目しているプロジェクトの着実な進展が必要であるが、現在のところ、本「財」分に対し、重点的支援がなされていないので、所要の措置が必要である。		6	内閣府は、独自の予算を持たず、ゲノム関連の各プロジェクトについては、各省のライサイエンス関連予算で行われているため。						
神戸市	神戸医療産業都市構想の推進による地域再生構想	2022	2022020	200320		地域ごとのクラスター形成に向けた、特定分野の研究費(競争的資金)及び地域科学技術振興施策、地域産業振興施策の集中投資の集積	都市再生プロジェクト、知的クラスター創成事業・産業クラスター計画に基づく地域のクラスター形成に向けた、特定分野の研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策、地域産業振興施策の集中投資の推進 「各府庁ごとに、目的別に創設されている研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策、地域産業振興施策について、「地域における特定分野のクラスター形成」の評価項目を導入	都市再生プロジェクト、知的クラスター創成事業・産業クラスター計画に基づき、クラスター形成に向けた取り組みを行っている地域に、特定分野の研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策、地域産業振興施策を集中投資する。 神戸においては、これらの集中投資による、ライフサイエンスのスーパークラスター形成の促進を図る。	地域ごとにクラスター形成の促進による地域経済の活性化を図るためには、特定分野の研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策、地域産業振興施策が重要課題である。		6	内閣府は、競争的研究資金制度あるいは地域科学技術振興事業を所掌していないため。						
栃木県	栃木県経済再生構想	1211	1211030	200330		産業再生機構、中小企業再生支援機構、日本政策投資銀行等の連携	足利銀行の一時国有化による本県経済の停滞を防ぐためには、経営不振に陥っている企業を、迅速かつ集中的に、1社でも多く再生させる必要があることから、産業再生機構、中小企業再生支援機構、日本政策投資銀行等と連携し、より効果的な支援が可能となるよう、これら関係機関によるネットワークを構築する。	経営不振に陥った企業を再生させていくことは、県内経済の活性化に不可欠な方策である。規模、業種等により企業再生の形態も様々であることから、産業再生機構、中小企業再生支援機構、日本政策投資銀行等と連携し、より効果的な支援が可能となるよう、これら関係機関によるネットワークを構築する。	産業再生機構、中小企業再生支援機構、日本政策投資銀行等の連携による再生支援の促進を図る。また、栃木県において、県内企業に対する再生支援のため、産業再生機構等関係機関の連絡調整組織の整備を行う場合には、内閣府としても関係機関に参加を呼びかけるなどの協力を進めたい。	栃木県内の金融・経済の安定を目的として、関東財務局、関東経済産業局、県、商工団体、政府系金融機関など金融・経済に係る機関で構成する「栃木県金融・経済安定連絡協議会」が設置されている。 預金保険機構、整理回収機構、産業再生機構の協力	足利銀行においては、健全化に向けて経営改革を進める過程において、取引先企業の再生を図るために産業再生機構を活用したいとの相談があれば、機構として、積極的に相談にのり、機構の持つ能力やノウハウを十分に活用していただきたいと考えている。この際、38にあるような枠組みを適用しつつ、適切に対応する。	1	栃木県から地域再生構想の提案を受け、栃木県内企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して行うため、「栃木県金融・経済安定連絡協議会」に産業再生機構等が新たに参加することとしたこと。今後、地域再生計画の認定を踏まえ、関係機関から連携状況について定期的に報告を求めつつ、関係機関の連携を一層強化しよう適宜適切に働きかけを行うほか、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、関係機関が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。					
栃木県	栃木県経済再生構想	1211	1211130	200340		各府省庁等による連携	各府省庁及び関係機関が有する新事業の地域再生、地域づくり、地域金融の強化、地域雇用の確保等の地域再生関連施策や制度に係る情報を、ホームページ上で一元的に提供するシステムを構築する。	ホームページ等で一元的に公開された各府省庁等の地域再生関連施策や制度を効果的に活用しながら、地域再生の取組を積極的に展開していく。	各府省庁等には様々な施策等があるが、体系的に把握することが難しいため、有効活用しづらい面がある。		6	内閣府では関連の施策を所掌していない。						
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258030	200350		発行者が異なる前払式証券等の種別を統一する	小規模事業者を参入しやすくするために、届出・登録義務及び前払式保証書を緩和する。物品・サービス購入の利便性を高めるために、発行者が異なる前払式証券の相互運用を可能とする。前払式証券と前払式証券とは異なる販売促進策を可能とする。	地域の街づくり運動した新たな商業の仕組みづくりに取り組む事業者グループ等と連携し、ICカードを媒体として、商品や役務の購入に対して一定のポイントを付与し、そのポイントを用いて、商品やサービスを購入し、そのポイントを利用し、地域の新たな仕組みを確立させ、循環型社会において展開される新しい地域経済システムや商業の活性化に資する。	前払式証券の規制等に関する法律(プリ法)では、不特定多数の利用者が発行するポイントを提供し、そのポイントを用いて商品やサービスを購入し、そのポイントを利用し、地域の新たな仕組みを確立させ、循環型社会において展開される新しい地域経済システムや商業の活性化に資する。	前払式証券の発行に関する法律を所掌していないため。		6						
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258040	200360		銀行以外の者が発行する前払式証券等を用いた前払式証券を両行間で共通利用可能なものとする	銀行以外の者が発行する前払式証券等を用いた前払式証券を両行間で共通利用可能なものとする。	地域の街づくり運動した新たな商業の仕組みづくりに取り組む事業者グループ等と連携し、ICカードを媒体として、商品や役務の購入に対して一定のポイントを付与し、そのポイントを用いて、商品やサービスを購入し、そのポイントを利用し、地域の新たな仕組みを確立させ、循環型社会において展開される新しい地域経済システムや商業の活性化に資する。	出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律を所掌していないため。		6							

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	4. 地域再生構想の種別	6. 支援種別	8. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の名称	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要 (対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	200370	国合同庁舎建設のための施行期調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各府省庁間の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭域化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭域化が課題となっている。			6		内閣府の地方機関は沖縄総合事務局のみである。				
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079010	200380	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係府庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中間や確認をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係府庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出してくる外国人事業者にとって、日本で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑で分かりにくく、具体的な進出を検討する際の障壁となっている。そのため、地方における対内投資の促進にはこのような総合案内窓口の設置・運営に関する細則	対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する基本的考え方（平成15年5月23日対日投資会議議長決定）、内閣府における対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する細則		5		各府庁に設置されている「対日直接投資総合案内窓口」は、民間事業者だけでなく、各府庁自治体又は関連機関からの照会を受け付けてあり、既に地方自治体からの問合せ等に対応している。	提案者は、対日直接投資総合案内窓口の地方における設置を要望しており、これについて検討し回答された。	5	平成16年5月に、各府庁及びJETROに設置した「対日直接投資総合案内窓口」において、既に民間事業者だけでなく、各府庁公共団体及び関係機関等からの紹介も受け付けてあり、地方公共団体からの問合せ等にも対応している。今後、現行制度において地方自治体から利用しやすい点があるのであれば、必要に応じ、関係府庁の地方支分部局にも同様の窓口を設置することも含めて検討していくこととする。	
堺市	中心市街地賑わい再生構想	2089	2089010	200390	中心市街地整備に関する総合案内窓口の設置	地域再生本部に固有財産の活用に関する総合調整窓口を設置	本市では、中心市街地において市役所2期庁舎、大阪地裁堺支部の建替え、合同庁舎整備、市民交流広場整備等の事業を進めている。当該事業推進にあたり固有財産に起因して、各関係機関と個別協議の必要があるため、調整に相当の時間を要している。地域再生本部において固有財産に関する各府庁との総合調整窓口を設置することにより、円滑な事業推進を図る。	各府庁との調整を円滑に進めるため。			6		内閣府の地方機関は沖縄総合事務局のみである。				
上田市	NPO法人地域環境ネットワーク	1104	1104030	200400	特定非営利活動促進法の緩和	特定非営利活動促進法（別表第二条関係）に「農業振興を図る活動」を追加する。	NPO法人の農業振興を図る活動を追加することにより、遊休農地等の流動化等を促進する。観光農園の運営など農業を中心とした地域振興を図る。	特定非営利活動促進法において認められている17の分野に「農業振興」「農業振興を図るための活動」など各種農業に特化した活動が規定されていないため。	特定非営利活動促進法別表		2		提案者の要望は、以下を内容とするものである。 NPO法上の特定非営利活動として、「農業振興を図る活動」を追加することにより、浄水場に堆積する発生汚泥のリサイクルシステムの構築及びこれにより作り出された改良土を利用した遊休農地等の流動化等を促進するとともに、観光農園の運営など農業を中心とした地域振興を図る。 この要望は、以下のとおり、現行制度において対応可能である。 現行NPO法に掲げられている特定非営利活動には「経済活動の活性化を図る活動」「環境の保全を図る活動」及び「まちづくりの推進を図る活動」などが含まれていることから、これらの活動の一環として農業関連事業を行うNPO法人の設立は、現行法の特典でも可能である。立法時の衆議院附帯決議においても、NPO法の別表に掲げられた活動分野に関しては「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」されている。例えば、農林水産業・農山漁村の特性や身近な資源を活かし、持続可能な新しい産業を創出し、農山漁村らしいライフスタイルを構築する活動を行う法人が、「経済活動の活性化を図る活動」、「環境の保全を図る活動」などに該当するものとして認定されている。 本提案にあるようなリサイクルシステムの構築、遊休農地等の流動化等の促進、農業を中心とした地域振興を図る活動であれば、一般論として、現行の活動分野17項目のうち「環境の保全を図る活動」「経済活動の活性化を図る活動」及び「まちづくりの推進を図る活動」などに該当するとして認定されることは十分可能である。 なお、内閣府においては、市民活動担当課長全国会議及びブロック会議を開催し、都道府県との情報交換を通じて、現行の活動分野に関しては「農業振興を図る活動」など多様な特定非営利活動を含むように広く運用されることの周知徹底を図るなど、全国的に対応することとした。	提案者の要望が現行制度で対応可能であれば、措置等の分類は「5」ではないか。	5	ご指摘のとおり、	
志木市	活き活きまちづくり構想	1362	1362030	200410	市民活動の促進	NPO法人の収益事業に係る法人関係税の非課税化	市内を活動拠点としているNPO法人に係る法人関係税の非課税化	市内における社会貢献活動に取り組みNPO法人が増加し、市民公益活動の促進が図られる。			6		NPO法人の収益事業に係る課税については法人税法に規定されているが、同法を所管していないため。				
志木市	活き活きまちづくり構想	1362	1362040	200420	市民活動の促進	NPO法人に対する寄附金の控除優遇措置	パブリックサポートテスト要件の緩和 一者からの寄附金の算入基準限度額の5%から25%程度に緩和 少額寄附金（銀行：000円未満）の算入除外規定を前除	認定NPO法人の認定要件の緩和により、NPO法人の活動の促進が図られる。			6		認定NPO法人制度は租税特別措置法により規定されているが、同法を所管していないため。				
加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	2097	2097020	200430	サイクリングコースの道路標示を可能とする特別措置	一般公道を管理する道路管理者及び公安委員会が認めたサイクリングコースについて、普通自転車等が通行すべき部分の道路標示を可能とする道路関係法の特別措置	一般公道におけるサイクリングコースの道路標示の実施。 (自転車専用道路及び道路交通法第63条の4第2項に定める歩道部分の道路標示を含む。)	観光客等の利便性の向上を図るため、貸し自転車施設を整備し、観光スポットや名所・旧跡を結んだサイクリングコースを設置しているが、土地感のない観光客にとってはパンフレットや案内板等だけでは解かりづらいのが現状である。 サイクリングコースを一般公道に表示することにより、本市が推進する自転車を活用したまちづくりへの取り組みが容易となり、本地域の活性化が図られる。			6		道路法等の関係法令を所管していない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	4. 地域再生構想の策定年度	6. 支援種別(国庫補助金等)	7. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の名称	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
北海道 二十世紀総合研究所	地方分権・民間主体型統計分析の実施	3036	3036010	200520	地域経済動向に関する統計の一元化と地方主体の実施促進	1. 国で実施されている統計業務の都道府県(市町村)への移管 2. 公的主体で管理・実施している統計作業、集計作業の民間へのアウトソーシングの推進	1. 地域の各種統計(人口、商業、工業、雇用動向、景気動向、企業データベース等)で国で実施されているもの 2. 地域企業による統計の一元管理と実施(地域での臨時雇用者を中心とした雇用管理を含む) 3. 地域企業による、地元企業や住民が利用しやすい(利用促進につながる)形式のデータの加工、公表手法、デザインの検討 4. 上記は、北海道での「道庁特地区」の枠組みで、試行することも考えられる。	1. 実施方針により、地域では四半期ベースのみ公表されるため、月きめ細かな雇用政策の立案が困難な状況にある。 2. 景気動向や世論調査等複数のアンケート調査等が同一企業や個人に実施される結果、多大な手数をかけている。 3. 一部統計については、都道府県レベルのデータ公表に留まり、市町村レベルでの実施推進に不十分なデータもある。 4. 総務省アンケートによれば、こうした統計結果が市民や企業に有効活用されているとはいえない状況にある。 以上に対して、地域の民間企業の一元管理の上で統計調査等を実施すれば、データの地域密着化やデータ集計・管理の効率化が図られるとともに、データの有効活用を推進する。また、調査費の事業・関係者負担の軽減を図ることで、調査費の負担を軽減し、調査の質を向上させる。また、調査費の負担を軽減し、調査の質を向上させる。	該当する法令等を有していない。	民間委託を行い、各種統計調査を作成。	8	数値の秘匿性が高い一部統計を除いて民間委託を実施済み。	提案者の要望には、国で実施されている統計業務の地方公共団体への移管も含まれているが、これについて検討し回答された。	3	一部統計を除いて民間委託をすでに実施済みである。その一部統計においても、調査対象数の関係で、地方公共団体への移管を行うことは集計費用や統計の遅延等に悪影響を与えると予想されるため、地方公共団体への移管は困難と考えられる。		
華江市	古さと新しさが調和する賑わいと潤いある「今様・華記館」	1130	1130030	200530	中小小売商業活性化事業構想の認定対象者の追加及び対象事業の拡大	中心市街地活性化法第18条では、T.M.O.になり得る組織として、商工会議所、商工会、第三セクター特定会社、第三セクター公益法人の4者が挙げられる。この該当組織に、地域住民自治組織、商店街組織といった既存の地域組織が含まれるよう同法の変更又は緩和すること、取り扱う活性化の項目を得意に設定せず、中心市街地に求められる都市機能(福祉、住宅、文化等)もその対象事業として追加すること。	現在、住民主体によるまちづくり活動を促進させるための「パートナーシップによるまちづくり事業」を進めているが、まちづくりに関する内容を最終的に決定するのは、行政である。現在参加型まちづくりといった名称により「住民参加」が標榜されているが、参加型まちづくりは決定までの「仕組み」の中には十分に取り入れられていないのが現状であるといわざるを得ない。住民参加、住民による決定した内容によってまちづくりを進めていくためには、それだけの権限、自治権を住民側に付与し、本道の責め・責任を持たせなければならない。パートナーシップとはなり得ないし、まちづくりは進められない。 当該事業では、住民主体によるまちづくり活動を進めながら、その地域の課題・課題の整理、それを受けて地域の将来像の検討、そして、その将来像を実現させるための計画づくりを行う必要がある。その計画づくりは、現況では地域内での合意、紳士協定のものではなく、何らかの権限			6	中心市街地活性化法を所管していない。						
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277030	200540	科学技術振興まちづくりの推進	・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充 ・スミソニアン博物館を核とした見学コース等の設定による見学者の誘致のための発信(有償)促進による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な協力。	・各研究機関の研究成果や科学技術を普及啓発するため、各府省庁が連携して広報手段の拡充を図るとともに、各研究機関が連携して見学コースの設定などに際し協議促進を図る。 ・つくば駅自由通路部分にインフォメーション機能を設置し、研究機関の情報や観光情報を一元的に発信することにより、インフォメーション機能の充実を図る。	研究機関ごとに施設開放や広報への取り組みや熱意はまちまちであり、独立して行っていることから、各府省庁が連携して全体での拡充を図ることが必要である。		6	独立行政法人通則法を所管していない。						
高岡町	地域の再生計画(「小さな町をつくらせてしまおう」)	1152	1152010	200550	2.2に同じ	中央での生活者について地方への環境享受を促し、同時に地方の地域活性化と住環境としての見直しを図る。	地方の再生を図ることによる安定した生活国土の編成	2.2から2.4に同じ		6	内閣府では具体的施策を所管していない。						
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(のぞ川方式の知的財産戦略)	1284	1284010	200560	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的に認定し、独立行政法人である研究機関と同様の環境整備及び各種補助事業等の対象機関としてもらいたい。具体的には、KASTについて、産業技術力強化法第16条(公設試験研究機関(その他)の定額)の認定を受け、また、科学技術振興調整費などの各種競争的資金における申請要件として、「独立行政法人」と同様の取扱をしてもらいたい。	本構想の中核的な研究活動を行っているKASTの研究事業などが、研究機関として大学や国の独立行政法人と同様の研究環境が整備される。このことにより、神奈川県を取り組んでいる「知的イノベーション創出プログラム」の強力な推進が可能となる。	KASTは、実質的には地域における大学以上の公的研究機関として位置づけられているにもかかわらず、組織として財団法人であるため、国の各種競争的資金の申請要件から除外されてしまっているケースが多かった。KASTの活動は、これまで、基礎的種別は県の補助金などを中心として推進してきたが、本支援措置が実現することにより、その従来のより大きな展開を図る際、国の競争的資金の積極的な活用が図られ、本構想の推進が可能となる。			6	内閣府は、競争的研究資金制度あるいは地域科学技術振興事業を所管していない。						
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258050	200570	PFI事業を推進するための税制措置、補助金の弾力的活用	PFI事業として公共施設等の整備を行う場合の補助金交付や、税制措置について、地方公共団体が自ら事業を実施する場合とイコール化を図る。	PFI事業についても非課税措置がなされたり、ROT方式、BOT方式に関わらず補助金が交付されることにより、PFI事業が一層推進され、行政サービスの民間開放が促進される。	現行の制度では、課税措置を避けたり、補助金の交付を受けたりするなどのために、PFIを採用するケースが多くなり、所有も含め民間開放に結びつきにくい。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成12年3月13日総務省告示第11号)において、国庫補助制度については、「財政上の支援については、公共施設等の管理運営等が受けることのできる範囲内で、民間の認定事業者が受けられるように配慮すること」とされている。	国庫補助制度(各種補助金交付要綱等)については、平成13年9月のPFI関係府庁連絡会議において、「今後、関係府庁において、必要に応じて財政当局との協議を行いつつ、個別の事業分野ごとに補助金交付要綱等の見直し等必要な措置を講ずる」旨、申し合わせている。	2	内閣府としては、各府省庁所管の国庫補助制度について、PFI事業の円滑な実施を図るため、PFI関係府庁連絡会議等を活用して、左記申し合わせについてフォローアップを行い、申し合わせに沿った必要な措置を講じていく旨を再確認する。	2	PFI事業における補助金の交付について、PFI関係府庁連絡会議を活用して、講じられている措置や検討の状況のフォローアップを行うとともに、民間資金等活用事業推進委員会等における検討を通じ、イコール化の実現に向け、必要な措置のさらなる拡充を目指す。(平成16年度中に措置)			

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	4. 地域再生構想の種別	6. 支援種別	8. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の種別	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答		
広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会の創出	2042	2042060	200580	P F I の積極的活用	・国庫補助事業を P F I 事業として実施するに当たり、その手法の知育を問わす。従来の場合と同様の財政支援策を講ずること。 ・また、特定の用途に限定された公共施設用地として国庫補助事業で取得した土地にその補助の目的外の民間収益施設を構築することが可能とすること。	公共施設等の整備等について、P F I 方式の円滑な導入及び最も効果的・効率的な P F I 事業手法の採用を可能にするため、B T O 等の手法を問わず採用可能な国庫補助事業とする。 また、国庫補助事業として取得した土地に民間の収益施設を建設することにより、一層の民間活用の推進を図る。	従来方式と P F I 方式、また、P F I 方式において、B T O と B O T などの手法の如何により、国庫補助等の国の支援措置が異なる。 また、国庫補助事業として取得した土地に民間の収益施設を建設する場合には補助金を返還することとなる。	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総務省告示第11号）」において、「財政上の支援については、公共施設等の管理運営等が受けられることのできる範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること。」とされている。	国庫補助制度（各種補助金交付要綱等）については、平成13年9月の P F I 関係省庁連絡会議において、「今後、関係省庁において、必要に応じて財政当局との協議を行い、個別の事業分野ごとに補助金交付要綱を策定する旨を再確認すること。」とされている。	2		内閣府としては、各府省庁所管の国庫補助制度について、P F I 事業の円滑な実施を図るため、P F I 関係省庁連絡会議等を活用して、左記申し合わせについてフォローアップを行い、本申し合わせに沿った必要な措置を講じてい旨を再確認する。					P F I 事業における補助金の交付について、P F I 関係省庁連絡会議を活用して、講じられている措置や検討の状況のフォローアップを行うとともに、民間資金等活用事業推進委員会における検討を通じ、イコールフットイングの実現に向け、必要な措置のさらなる拡充を目指す。（平成16年度中に措置）	
山形県	廃校利用と都市交流	1007	1007010	200590	補助事業等により取得した施設の活用	・町が交流拠点施設として廃校を改修する際、リニューアルの活用を認めるとともに推進金を財源交付に納入し、改修した廃校を N P O 法人や民間企業等への貸与を認め、営利事業となる都市農村交流事業の拠点施設として活用する。また、国庫補助事業として取得した土地に民間の収益施設を建設することにより、一層の民間活用の推進を図る。	N P O 法人等が廃校を野外活動やコミュニティ・ビジネス活動の拠点施設として活用する。それに伴い体験活動を推進する地域の人材の活用や地域特産物の活用が図られ、地域雇用の創出や経済効果が見込まれる。	地域の拠点となった学校の廃校により、地域が等しい。この施設を民間事業者等に開放し都市交流を図り活用を取り戻し、廃校が活用されることで地域の活性化や文化伝承が図られる。			6		「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」、「地方財政法」を所管していないため。						
富山県	富山型地域福祉の推進	1288	1288040	200600	地域福祉の推進	・既存民家の買収、取得については、空き店舗の活用、福祉事業としての活用など一定の要件を満たした N P O 法人については、社会福祉法人と同様の税制面における優遇措置等を講じる。 N P O 法人へ個人名義の空き家を寄附した場合は（本来事業としての福祉事業を行う場合）、寄付金控除を行う。 認定 N P O 法人が行う本来事業としての福祉事業は非課税とする。	空き家、空き店舗等社会資源の有効活用を図り、積極的に地域福祉を支援するセンターを整備する。	空き家、空き店舗等社会資源の有効活用を図り、積極的に地域福祉を支援するセンターを整備する。			6		認定 N P O 法人制度は租税特別措置法により規定されているが、同法を所管していないため。						
佐伯市	平和と国際交流による交流人口増加対策	2009	2009010	200610	第二次大戦に伴う国の機密情報に関する資料の公開	本市対象区域内の戦争遺跡については、詳しい情報がないため、展示や説明ができない状態である。そのため、国の資料を調査し、戦争遺跡の効果的な展示を行う。また、併せて、真珠湾攻撃と本市にあった海軍航空隊の関連をより詳しく資料等で説明することによって、当時の緊迫した状況を伝え平和の大切さを再認識する平和記念ゾーンとしての価値を高め、より多くの観覧者を招く。 平和記念館「やわらぎ」において、太平洋戦争関連の資料を展示する。この分野では日本一詳しい施設とする。区域内にある 5 0 数ヶ所に及ぶ戦争遺跡を整備保存し限定的に団体（資料館・文化財）等と一緒に広く公開の観覧に供する。	第 2 次大戦に関連した国の資料や軍の資料は、機密扱いされているものが多くを占めている。資料の公開については、十分な調査、活用ができていないので、関係省庁の助力を受けられない。平和記念館、記念ゾーンの機能が不十分である。	独立行政法人国立公文書館利用規則（平成13年4月2日規程第7号）	当館が所蔵する歴史公文書等については、国立公文書館利用規則に基づき、レファレンス、展示、貸出し等をいう。）に供している。	当館が所蔵している歴史公文書等については、従来から国立公文書館利用規則に基づき一般の利用に供しており、国及び地方公共団体等からの利用申込みに対しても、現行制度で対応している。 なお、利用規則は、当館ホームページに掲載するなど広く一般に周知している。 当館としては、更なる利用促進を図るため、ホームページ内容の改善及び一層の充実等を図るとともに、会議、展示会、講演会などあらゆる機会をとらえて、館の業務や所蔵資料等について広く一般に周知するよう努めている。	国立公文書館に要望の趣旨を伝えたい。	6		本要望につき、公文書館に伝達したところ。					
四日市市	地区間交流活性化事業	2157	2157010	200620	踏切道改良の促進	踏切道の改良（拡幅）に際して、管理者である鉄道事業者と協議を行うが、法的には踏切道の改良については、踏切道の改良の促進に関する法律（平成13年10月1日閣議決定）に基づき、踏切道の改良（拡幅）ができないのが現状である。このため、踏切道の改良の促進に関する法律（平成13年10月1日閣議決定）に基づき、踏切道の改良（拡幅）が促進されることとなる。	地域コミュニケーションをより強化するために、円滑な自動車交通の実現、及び歩行者や自転車より安全な空間を実現する。このため踏切道の改良を進める。 特に本市富田・富田原地区では四日市北側駅周辺や北側駅、大塚駅周辺が踏切道が集中している。一方、近鉄富田原駅や富田商店街は富田地区にあり、相互が踏切市道にある J R 関西本線、三岐鉄道の踏切が狭く、地区間交流の支障となっている。このため、踏切改良の促進を推進し、踏切道の改良（拡幅）が促進されることとなる。	踏切道改良に際して法的には踏切道の改良に関する法律（平成13年10月1日閣議決定）に基づき、踏切道の改良（拡幅）が促進されることとなる。	踏切事故防止総合対策について（平成13年4月19日交通対策本部決定） 5 踏切道の踏切改良の促進 踏切道の拡幅に係る指針について（平成13年10月1日閣議決定） 指針3(1)	現状においては、踏切道の安全確保のため、踏切道と道路の交差は立体交差を原則としている。現状の踏切道についても、踏切事故防止総合対策に基づき、立体交差化等による除却・改良を進めており、また立体交差化や構造改良等の事業の実施に併せて、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないよう認められるものについて、統廃合を進めるよう鉄道事業者を指導している。 ただし、拡幅の指針において、構造改良のうち踏切道に歩道がない歩道が狭小の場合の歩道整備については、その緊急性にかんがみ、踏切道の統廃合を行わずに実施できることとしている。また、標準幅員で 2 車線（片側 1 車線）までの道路拡幅及び立体交差化の工事施行協定が結ばれている場合の一時的な道路拡幅については、近隣の踏切道の有無、地域状況等から統廃合が早期に実現できない。	踏切事故は一度発生すると甚大な被害や列車の運休・遅延をもたらす上、現状において、踏切事故全体の半分を占める。このため、立体交差化や構造改良等の事業の実施に併せて統廃合を進めるよう鉄道事業者を指導することについて、これを完全に廃止することは、踏切道の安全確保の観点から現状では難しいとされている。 ただし、「踏切道の拡幅に係る指針」の中で一定の場合には統廃合を行わずに拡幅が実施できることとしており、この主旨を鉄道事業者周知徹底していく。								
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079070	200630	競争的資金等の活用	産学官連携を推進するための競争的資金等は、多くの省庁が所管し、様々な時期に様々な媒体を通じて公募されることがある。産学官連携推進グループは、情報収集等に大きな役割となっている。産学官連携推進グループへの認知徹底、利便性向上を図るため、情報提供・受付窓口の一本化を図るとともに、その採択にあたっては、国の出先機関等が、地域の実情に応じて、決定できるような権限移譲を行う。	産学官連携に係る競争的資金等は、多くの省庁が所管し、様々な時期に様々な媒体を通じて公募されることがある。産学官連携推進グループには、情報収集等に大きな役割となっている。また、中央で決定されることから、必ずしも地域の実情が反映されていない。	各競争的研究資金制度の情報提供及び公募受付は各制度ごとに異なるが、内閣府においては、各制度の受付窓口を含む情報について、内閣府総合科学技術会議資料 P において一元的に提供している。（http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/main.html）	情報提供等の一本化（2） 地方移譲（6） （VII）	情報提供等の一本化（2） 地方移譲（6） （VII）	情報提供等の一本化（2） 地方移譲（6） （VII）	情報提供等の一本化（2） 地方移譲（6） （VII）	情報提供等の一本化（2） 地方移譲（6） （VII）	提案の内容は競争的資金に係る受付窓口の一本化をも求めるものであるが、これについて検討し回答されたい。	受付窓口の一本化（3）	各競争的研究資金制度はそれぞれの制度目的等に応じて個別に運用されているため、公募受付についても各担当省庁等において個別に対応することが適切である。なお、内閣府においては、各制度の受付窓口を含む情報について、内閣府総合科学技術会議資料 P において一元的に提供している。			